



資金繰りに要チェック！ 金融検査マニュアル別冊 ①

「金融検査マニュアル別冊」は、銀行が融資を判断する際の検証ポイントが記された資料のひとつ。これを理解すれば、顧問先の財務体質を強化することにもつながる。今回は1年前に改訂が加えられた部分を中心にみてみたい。

アドバイザー／甲賀伸彦 税理士

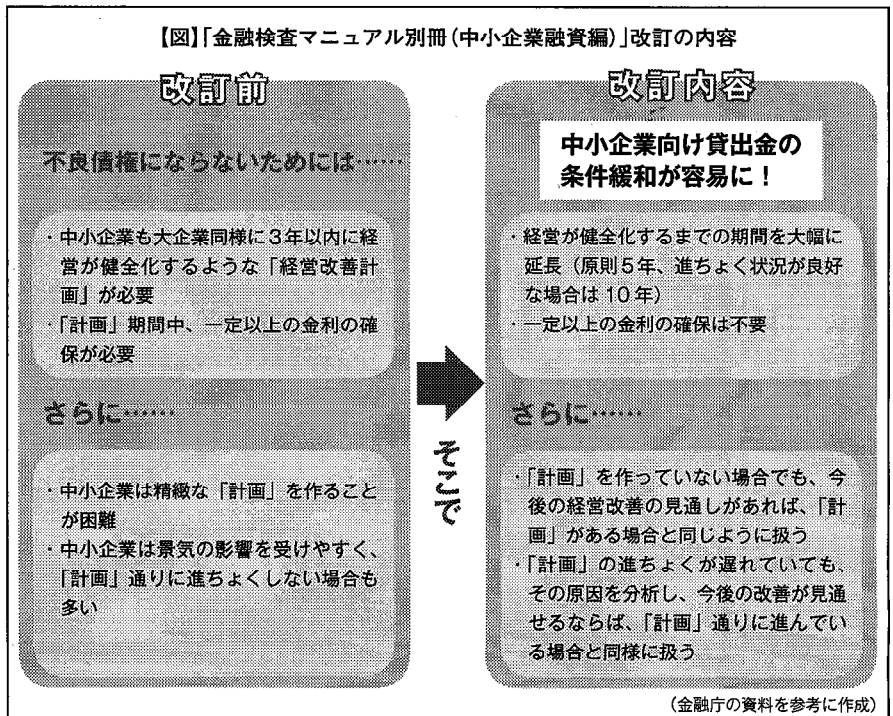
返済期間延長や 金利減免が容易に

資金繰りで頭を悩ませる中小企業は多い。だからこそ資金繰りのサポートは、税理士にとって重要な課題といえる。そこでチェックをおきたい資料のひとつが、中小企業の実態を反映した的確な検査を確保するために金融庁がまとめた「金融検査マニュアル」「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」だ。これは、各金融機関が行った自己査定の内容について、金融庁が検査する際のチェックポイントが記されているもの。ただ、金融機関が企業を融資審査する際の検証ポイントと読み替えることもできるので、資金繰りの参考になるというわけだ。

これが公表された当時、「融資条件が厳しくなり、融資を受けるのが困難になるのでは」という話をよく聞いた。しかし、マニュアルが一般

に公表されたことによって、「融資についてあいまいだった点が解消された」という捉え方をすべきだろう。金融検査の基本的な考え方や検査に際しての具体的な着眼点など検査の物差しが少なからず明らかになったおかげで、税理士としては融資への道筋をつくりやすくなったと考えている。

マニュアルが作られた流れを振り返ってみると、金融庁は平成11年に「金融検査マニュアル」による検査をスタート。このマニュアルのみでは中小・零細企業などの債務者区分が抽象的で分かりにくく、経営実態を反映していないとの声もあったため、同14年に「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」を発表。大企業とは別個の中小企業の扱いが確立されてきた。さらに同20



年、「金融検査マニュアル」と「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」の一部を改訂した。

同20年の改訂のポイントは、企業の借入金を十分な資本的性質が認

められる借入金に変更した場合も、金融検査において当該借入金を資本と見なして資産査定を行えることができる旨を明確化している点だ。

以前までは金融機関が中小・零細企業から「返済期間延長」や「金利減免」といった貸出条件変更の申し出を受けた場合、積極的な条件変更が行われない傾向が続いていた。というのも、金融機関が条件変更に応じると、その債権が貸出条件緩和債権として不良債権になる恐れがあった。結果として、不良債権比率や貸倒引当金の引当率が上昇することになり、金融機関は消極的にならざるを得なかった背景があったわけだ。

例外として、「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画に沿った金融支援の実施により経営再建が開始されている場合には、当該経営再建計画に基づく貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものと判断して差し支えない」と規定していた。ただし、この「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」には、「おおむね3年で債務者区分が正常先となること」「計画期間中一定以上の金利を確保する」といった要件があり、中小企業にとって大きなハードルとなっていた。

こうした状況を受けて、「金融検査マニュアル別冊」などを改訂。金融機関が柔軟に条件緩和を受け入れる環境を整えば中小企業の資金繰り

がスムーズになると期待し、条件緩和を行っても不良債権にならない取扱いをこれまで以上に拡充することになった。

具体的にみてみると、まず以前と比べて計画期間を長期に設定できるように変更。以前までは大企業も含めて一律「3年以内」とされていた計画の期間が、企業規模に応じて延長できることを明記。中小企業の場合は「おおむね5年」の計画であっても、「貸出条件緩和債権(不良債権)」にならないことになった。また、計画期間が5～10年で、計画がおおむね計画通り(8割以上)に進捗している場合も認められる。中小企業は規模的な問題から、短期での大掛かりな改善が難しいことを考慮した内容となっている。

また、債務者区分の面でも使い勝手は高まっている。経営改善計画では、期間終了後に金融機関の格付けで「正常先」となることが要求されている。だが、自助努力により事業の継続性を確保できるものであれば、「要注意先」であっても差し支えないとされた。たとえば、5年間の計画終了後であっても少なくとも追加資金の支援がなく、今後の債務の返済に十分なキャッシュフローを

経営改善計画の策定で 顧問先サポート

確保できる見通しがあるという場合などであれば問題ないわけだ。

さらに、以前は計画期間中に一定以上の金利を確保する必要があったが、この部分は改訂版から削除されている。これらによって、着実な経営改善計画と共に実践を行えることが期待される。


「経営改善計画の策定」と聞いて身構えてしまうケースもあるかもしれないが、「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」に沿った対処をするという側面で見れば、しっかりとビジョンがあれば対応できる。そもそも中小企業は、大企業のように精緻(せいち)な計画を策定することが難しい。そのため、新しくなった「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」では、「経営改善計画がなくても、経営改善の見込みが確認できれば計画がある場合と同様に扱う」としているのだ。中小企業が描く「今後の資産売却予定」「役員報酬や諸経費の削減予定」「新製品などの開発計画」「収支改善

計画」などを基に、金融機関が資料を作成・分析し、経営改善の可能性を判断することも可能となった。

とはいえ、経営再建計画の策定は、金融機関対策だけのものではない。多くの中小・零細企業の経営者は、長期的展望を描けない現状にある。確かに、「目の前の問題を片付けるので精いっぱい」という顧問先もいる。しかし、将来の計画なしで経営を続けるのは大きなリスクだ。税理士には「将来のビジョンのヒアリング」「中期経営計画の策定サポート」などをすることが求められている。

(つづく)

<プロフィール>
甲賀伸彦
(こうが・のぶひこ)
昭和39年生まれ。
アメリカ・シティアンクやクレディ・スイス銀行勤務を経て、平成8年に甲賀伸彦税理士事務所(北海道・釧路市、<http://www.ninja.ac/>)を開設。多数のセミナーや執筆活動を行う。ブログ(<http://www.ninja.ac/blog/kouga/>)も好評。





資金繰りに要チェック!

金融検査マニュアル別冊 ①

「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」の改訂により、金融機関が「返済期間延長」「金利減免」をしやすくなった背景について前回述べた。後編に当たる今回は、このマニュアルの全体像を眺めてみたい。

アドバイザー/甲賀伸彦 税理士

債務者区分判断の 検証ポイント

「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」では、債務者区分などの判断をするための検証ポイントが並べられている。その検証ポイントとして、冒頭では、「代表者等との一体性」が挙げられている。中小・零細企業は、企業とその代表者との間の業務や経理、資産所有の関係が明確に分離されておらず、実質的に一体となっている場合が多く見受けられるためだ。

実際、事業の立ち上げ時からの流れで、社長所有の社屋を会社に賃貸するかたちの中小企業は多い。また、短期的に資金が不足した場合、金融機関からではなく社長自らの資金を貸し付ける場合が多く見受けられる。返済が計画的に進む場合はむしろ少ない。税理士として数多くの中小企業の経営をみているが、これが実態といえる。

そのため、必ずしも大企業同様の視点でみるわけではなく、中小企業

の実態に合わせた検証も行われる。たとえば貸借対照表の負債の部に「役員借入金」勘定がある場合でも、役員が返済の要求をしないときは、自己資本相当額として取り扱うことができるのだ。この場合、代表者等からの借入金の回収意思の確認は不要となっている。いずれにしても、中小企業の債務者区分の判断に当たるときは、企業の実態的な財務内容、代表者等の役員に対する報酬の支払状況、代表者等の収入状況や資産内容などについて追加的な検証はしておくべきことが記されている。

次の検証ポイントとして、「企業の技術力、販売力や成長性」に言及している。企業の技術力、販売力や成長性については、企業の成長発展性を勘案するうえで重要な要素。中小企業にも技術力などに十分な潜在能力、競争力を有しているものが多く考えられるため、検査において、こうした点についても着目する必要

があるとしている。

さらには、前回触れた通り、中小企業においては、大企業のように精緻(せいち)な経営改善計画書などが策定できない点にも言及。これに代えて今後の資産売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、新商品の開発計画や収支改善計画などを勘案して債務者区分の判断を行うことを必要としている。

また、貸出条件およびその履行状況については、債務者区分を判断するうえで重要な要素であり、仮に条件変更などが行われている場合には、その条件変更などに至った要素について確認する必要があるとしている。

「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」においては、こうした「代表者等との一体性」「企業の技術力、販売力や成長性」「経営改善計画等の策定」「貸出条件及びその履行状況」などについて、さらに分かりやすいイメージを明示するべく、検証ポイントに関する運用例と



「マニュアルをチェックして顧問先の資金繰りを手助けしたい」

して27事例が紹介されている。

このなかで、判断の基準となる中小企業や金融機関が作成した書類は「公式文書」のように画一化されたものではなく、さまざまな資料が参考になるということに着目したい。とくに、「金融機関の業務日誌等」が挙げられている点は面白い。常に金融機関と中小企業との間で意思疎通が行われ、それを通じて経営実態の把握や債権管理のための経営指導を行っている客観的証拠として採用されているのだろう。こうした資料があれば融資先企業の実態を把握していることにつながるということは覚えておきたい。

27事例のうちで注目したい事例について紹介していく。

・企業の実態的な財務内容について
貸借対照表の負債の部に「役員借入金」勘定がある場合には、借入金返済の回収意思の確認を問うことなく、自己資本相当額として取り扱うことが可能。また、「役員貸付金」勘定がある場合、回収可能性を検討し回収不能額があるとなれば、自己資本相当額から減額する必要があると考えられる。ただし、代表者の個人支出や資金繰りの状況などを確認する。

・企業の代表者報酬により赤字となっていることについて
中小企業でありがちな、多額の「役員報酬」や「支払家賃」勘定により赤字になっている場合には、赤字・債務超過で直ちに債務者区分を行うわけではなく、赤字の要因や金融機関への返済状況、返済原資について確認する。

・代表者の資力を法人・個人一体とみることについて
企業に返済能力がない場合、代表者等の個人資産を企業に提供する

意思があればそれらを勘案する。ただし、その場合は代表者個人の借入金、第三者保証債務がないかを確認する。具体的には確定申告書や資産の登記簿謄本、他金融機関などの抵当権の設定などがチェックされるようだ。

・技術力について
高い技術力や特許権によって今後の受注や業績改善が予想される場合には、これを加味して検討する。

・販売力について
長年の信用力などによって販売基盤が強固で、今後これにより業績の改善が予想される場合には、これを勘案する。

・代表者等個人の信用力や経営資質について
健康上の理由や一時的な理由により業績が低迷しているが、代表者等の経営者個人の信用力や経営資質が非常に高く、今後業績の改善が予想される場合にはこれを勘案する。

・業種の特殊性について
新規設備資金や改築資金が多い業種(例:温泉旅館業)については、現時点の収支や財務体質のみならず、

見えてくる 会計人が果たすべき役割

赤字の要因、投資計画による収支の見込みなどの推移をチェックする。

・経営改善計画の策定について
経営改善計画書がない場合であっても、これに代えて今後の資産売却や収支見込みなどさまざまな情報を基に返済能力を確認する。

・返済条件の変更を行っている場合について

設備投資資金を融資する場合、短期資金で融資して後に長期資金に切り替えるものなど、通常の商習慣での条件変更もある。これを条件変更にもなう債務者区分の変更を行わず、資金使途、変更理由を勘案する。

・要注意(要管理)先が経営再建計画に沿って債務を資本的劣後ローン(早期経営改善特例型)に転換した場合について

中小・零細企業向けの要注意(要管理)先債権を、債務者の経営改善計画の一環として資本的劣後ローン

に転換している場合には、当該資本的劣後ローンを資本として見なすことができることとする。

最後に、マニュアルのなかでとくに興味を引かれたのが、経営者の資質の確認として「財務諸表など計算書類の質の向上への取組状況」が重視されるという部分。「金融検査マニュアル別冊(中小企業融資編)」を見ていると、会計人の果たすべき役割がそれまで以上に浮かび上がってくるようだ。(おわり)

<プロフィール>

甲賀伸彦
(こうが・のぶひこ)
昭和39年生まれ。
アメリカ・シティバンク
ククレディ・スイス銀行勤務を経て、
平成8年に甲賀伸彦税理士事務所(北海道・釧路市、<http://www.ninja.ac/>)を開設。多数のセミナーや執筆活動を行う。ブログ(<http://www.ninja.ac/blog/kouga/>)も好評。

